

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定により、次のとおり公表する。

与那原町長 照屋 勉

等級及び職制上の段階ごとの職員数

平成30年4月1日現在

等級	等級別基準に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	(人)	人	%	段階
1 級	主事又は技師の職務	22	17.5	主事	18	47	37.3%	主事級
				技師	1			
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師等の職務	25	19.8	保育士	0	25	19.8%	主任級
				保健師	1			
3 級	1主任又は主任技師の職務 2困難な業務を行う保育士の職務	30	23.8	教諭	1	30	23.8%	主任級
				栄養士	1			
4 級	1課長補佐の職務 2主査の職務 3困難な業務を行う主任技師の職務 4特に困難な業務を行う保育士の職務	26	20.6	司書	0	26	20.6%	課長補佐級
				主任司書	0			
5 級	1課長の職務 2困難な業務を行う課長補佐の職務	17	13.5	保育士	4	17	13.5%	課長級
				課長補佐	4			
6 級	困難な業務を行う課長の職務	5	4.0	保育所 所長	1	5	4.0%	部長級
				幼稚園 教頭	0			
7 級	政策調整監の職務	1	0.8	政策調整監	1	1	0.8%	部長級
合計		126	100%		126	126	100%	